

特記仕様書

(総則)

第1条 本業務は、本仕様によるほか、本仕様書に定めのない事項については、「徳島県土木工事共通仕様書 令和6年7月」に準じるものとする。

(土木工事共通仕様書に対する補足事項)

第2条 「徳島県土木工事共通仕様書 令和6年7月」に対する特記事項は、次のとおりとする。

(事故報告書) 【変更】

1-1-1-40 事故報告書

受注者は、施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡する。また、監督員が指示した場合及び建設工事事故データベースシステムの登録対象となる事故の場合、監督員が定めた期日までに、事故報告書を提出し、建設工事事故データベースシステムに、事故に関する情報を登録する。

(現場責任者)

第3条 受注者は、現場責任者を定め、契約後10日以内（10日以内に現場作業を開始する場合は、作業開始の前日まで）に現場責任者の氏名、その他必要事項を記した書面（現場責任者届）をもって、発注者に通知しなければならない。現場責任者を変更した際も同様とする。

2 現場責任者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、この契約に基づく一切の権限（業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領、第3条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知、同条第3項の請求、同条第4項の通知の受理並びにこの契約の解除に係るものを除く。）を行使することができる。

3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを現場責任者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

4 現場責任者は、現場作業の開始から終了の日の期間は、この業務に専任するものとし、作業時間帯は不測の事態に備え、監督員と常時、連絡・協議を行える体制を確保し、安全かつ円滑に業務を遂行するよう努めなければならない。

5 現場責任者は、現場作業期間を除く日は、この業務の履行期間内であっても、他の請負工事の現場代理人・専任を要する監理技術者・主任技術者（下請負の場合も含む）、及び別の維持管理業務の現場責任者として従事することを妨げない。

また、専任を要しない請負工事（4500万円未満）の主任技術者として従事する場合は、現場作業期間も含め、同様の取り扱いとする。

(一般廃棄物の搬出)

第4条 除草及びせん定作業等により発生する一般廃棄物は、有効利用可能な場所へ搬出し処分(処理)を行う必要があることから、搬出先や条件については業務着手前に監督員と協議すること。また、搬出に当たっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守しなければならない。

2 完了時においては、処分(処理)状況の分かる写真（及び書類（受取伝票等））を提出すること。

(廃棄物の処理及び処分)

第5条 業務中にその他廃棄物の処理が発生した場合には、搬出先や条件について監督員と協議し承諾を得ること。

2 搬出先との協議の結果、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に規定された方法で処理及び処分が出来ない場合は、監督員と協議すること。

(交通安全管理)

第6条 交通安全施設等について、関係者との協議により、通常想定される施設等と大幅に異なる場合には監督員と協議を行って実施するものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。

(安全教育等)

第7条 受注者は、業務着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上の時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、作業月において安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。

- (1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
- (2) 本業務内容等の周知徹底
- (3) 業務安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
- (4) 当該業務における災害対策訓練
- (5) 当該業務現場で予想される事故対策
- (6) その他、安全・訓練等として必要な事項

2 受注者は、安全教育、安全訓練等の実施状況について、「安全訓練等実施報告書」により、監督員に提出しなければならない。

(資材価格高騰に対する特例措置の対象工事)

第8条 本業務は、資材価格高騰に対する特例措置の対象業務である。

2 本業務は、当初契約締結後において、設計単価の適用年月を、積算月から契約月へ変更するものとする。

(本業務の特記仕様事項)

第9条 業務写真は、同一箇所から施工前・施工状況・施工後を対比できるように撮影し、撮影箇所は3箇所以上とすること。また、積込運搬状況・処分場搬入状況についても撮影すること。

2 土砂等の搬出完了時には出来形図及び数量表を提出し、監督員の立会を受けること。

3 施工後に再度堆積した場合等、監督員の出来形確認を実施している箇所については、再施工義務の対象外とする。

4 応急的に道路清掃が必要となった場合には、監督員と協議を行い実施するものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。